

こんなとき		手続きに必要なもの(※)
加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめたことの証明書、印鑑
	他市町村から転入したとき	
	子どもが生まれたとき	
やめるとき	職場の健康保険に加入したとき	保険証、印鑑
	他市町村へ転出するとき	
	死亡したとき	
その他	市内転居したとき	保険証、印鑑
	氏名・世帯主が変わったとき	
	被保険者証を紛失したとき	運転免許証などの本人確認書類、印鑑

▼国民健康保険の加入、喪失手続きをお願いします。

毎年、3月・4月は転入、転出または会社に入社、退社されることなどが多くあります。

国民健康保険への加入や喪失(やめる)は、自動的にはできませんので各自にて届け出が必要です。

健康保険の資格に変更がありましたら14日以内に市役所保険年金課へ届け出てください。(届け出が遅れますと保険給付できない場合がありますのでご注意ください。)

▼国民健康保険の手続き

毎年、3月・4月は転入、転出または会社に入社、退社されることなどが多くあります。

国民健康保険への加入や喪失(やめる)は、自動的にはできませんので各自にて届け出が必要です。

健康保険の資格に変更がありましたら14日以内に市役所保険年金課へ届け出てください。(届け出が遅れますと保険給付できない場合がありますのでご注意ください。)

▼国民健康保険の手続き

毎年、3月・4月は転入、転出または会社に入社、退社されることなどが多くあります。

国民健康保険への加入や喪失(やめる)は、自動的にはできませんので各自にて届け出が必要です。

健康保険の資格に変更がありましたら14日以内に市役所保険年金課へ届け出てください。(届け出が遅れますと保険給付できない場合がありますのでご注意ください。)

・弥富市役所	65-1111 (代表)
・鍋田支所	68-8001
・十四山支所	52-2111
・総合福祉センター	65-8103
・総合社会教育センター	65-0002
・図書館	65-1117
・歴史民俗資料館	65-4355
・同報無線確認電話	65-8517
※臨時放送の確認ができます。	
(市外局番 0567)	
- - - 切り取ってお使いください - - -	
人口	44,425人 (+30)
男	22,352人 (+27)
女	22,073人 (+ 3)
世帯	16,937 (+25)
(平成28年2月1日現在)	

お知らせします



軽自動車などの名義変更および廃車の届出は、お早目に！

軽自動車税は毎年4月1日現在に原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に課税されます。廃車、売却、盗難などで、すでに車両を所有していない方でも、届け出をしていないと課税されますのでご注意ください。

なお、毎年3月は届け出が集中し、窓口が大変混雑します。名義変更や廃車の届け出をしていない方は、3月中旬ごろまでに手続きを済ませてください。

▼問い合わせ先

○原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車
市役所税務課(内線354)

○軽自動車 四輪・三輪
軽自動車検査協会愛知主管事務所《名古屋市中港区》
☎(050)3816-1770

○軽自動車 二輪(125cc超250cc以下)
愛知県軽自動車協会《名古屋市中川区》
☎(050)5540-2046

○二輪の小型自動車(250cc超)
愛知運輸支局《名古屋市中川区》
☎(050)5540-2046

土地・家屋価格等縦覧帳簿で、自分の土地や家屋の評価額を他の土地や家屋と比較できます。

▼期間

4月1日(金)～5月2日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日および祝日を除く)

固定資産評価額(土地・家屋)の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿で、自分の土地や家屋の評価額を他の土地や家屋と比較できます。

▼期間

4月1日(金)～5月2日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日および祝日を除く)

▼ところ

市役所税務課(2階)

▼縦覧できる方

- ・納税者本人およびその同居の親族、相続人
- ・納税管理人
- ・納税者の代理人(委任状が必要)
- ※非課税および免税点未満の土地や家屋の所有者の方は、納税者でないため縦覧できません。

※賦課期日(平成28年1月1日)後に所有者となった方は縦覧できません。

▼必要なもの

本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

※法人の場合は、社印または代表者印を押印した委任状

▼問い合わせ先

市役所税務課
(内線355～357)

特定市街化区域農地の課税について

平成24年度より市街化区域農地から特定市街化区域農地への移行に伴い、固定資産税が「宅地並みの課税」となり、急激な税負担を軽減するため、下記の特例率が適用され、4年間(平成24年度～27年度)税の軽減措置が講じられていました。

平成28年度からは、特例率の適用がなくなり、税の軽減措置が終了します。

▼特例率表

年度	特例率
H24	0.2
H25	0.4
H26	0.6
H27	0.8

▼税の計算

- ・平成24年度～27年度 評価額×1/3×(各年度特例率)
- ・平成28年度以降 評価額×1/3

▼問い合わせ先

市役所税務課
(内線355～357)

子ども医療費支給事業について

市は、市内に在住する中学3年生までのお子さんの医療費を助成しています。

4月より、子ども医療費受給者証の様式が変わります。そのことに伴い、現在「子ども医療費受給者証」をお持ちの方で平成13年4月2日以降に生まれたお子さんに、「子ども医療費受給者証」を3月末までに郵送でお届けします。4月1日以降は届いた新しい受給者証をご使用ください。

3月末までに新しい「子ども医療費受給者証」が届かない場合はお問い合わせください。

▼問い合わせ先

市役所保険年金課
(内線126・127)

☎65-5521
市役所介護高齢課(内線172)

クッキング・おやじ男結び(おむすび)の会

男性が台所をまかされるというのは、慣れないため色々な苦労がありますよね。

仲間と楽しく料理をしながら、苦労話や情報交換を通して、明日からのエネルギーとしましょう!!

▼とき

4月14日、7月14日、10月13日、平成29年1月12日(いずれも木曜日)

午前10時30分～午後1時

▼ところ

総合社会教育センター3階調理室

▼対象者

- 一人暮らしの男性
- 介護と台所をまかされている男性
- ※出席できない日がある方でも参加可能です。

※初めて参加される方は、各開催日の1週間前までに地域包括支援センターへご連絡ください。

▼参加費

材料費(300円程度)

▼持ち物

エプロン、三角巾

▼問い合わせ先

地域包括支援センター
☎65-5521
市役所介護高齢課
(内線172、173)